

多様な担い手による見守りの活性化を通じた 児童等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、栃木県安全で安心なまちづくり推進条例（平成17年栃木県条例第8号）第7条第1項の規定により定められた「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針」に基づき、県、警察、地域住民、事業者等の多様な担い手が行う児童等の見守りに関する必要な事項を定め、もって児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

2 基本的事項

(1) 用語の定義

ア この指針において児童等とは、児童、生徒及び幼児をいう。

イ この指針において不審者等とは、人の生命、身体、財産等に危害を加え、又はそのおそれがある者をいう。

ウ この指針において、「ながら見守り」とは、買い物やウォーキング、犬の散歩などの日常生活や事業者が事業活動を行う中で不審者等がないかなど、防犯の視点をもって行う見守り活動をいう。

(2) 指針の運用

県、警察、地域住民、事業者等は、適切な役割分担の下に、連携協力して、この指針を踏まえた対策に努めるものとする。

(3) 指針の見直し等

この指針は、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2 多様な担い手による児童等の見守りの活性化に向けた具体的対策

従来の見守り活動に限界が生じている中で「1人区間」等の「見守りの空白地帯」を埋めるためには、個人の負担が小さい形で、新たな主体が見守りに関わることを促し、見守りの担い手の裾野を広げる必要がある。

このため、「ながら見守り」の機運の醸成に向けて、以下の対策に取り組むものとする。

1 県民に対する「ながら見守り」の広報啓発

県は、「ながら見守り」について、県民の理解と協力を求めるよう、あらゆる機会を通じて広報啓発に努めるものとする。

- 2 県民に対する「ながら見守り」に関する講習会の開催
県は、見守りの担い手の裾野を広げるため、「ながら見守り」の方法等を県民に指導する講習会を開催するものとする。
- 3 事業者に対するCSR（企業の社会的責任）活動としての「ながら見守り」への協力呼びかけ等
県及び警察は、事業者によるCSR活動の一環として、事業者が、事業活動とは別に行う見守り等に加え、日常の事業活動を行いながら児童等を見守る「ながら見守り」を推進するよう協力を呼びかけるものとする。
- 4 防犯ボランティアへの協力呼びかけ
県及び警察は、防犯ボランティア等に対して、登下校の見守りの担い手を確保できるよう協力を呼びかけるとともに、防犯ボランティアに対し、きめ細かい情報提供やパトロールの着眼点等を助言するなど、より効果的なパトロールの支援を行うものとする。
- 5 教職員に対する防犯に関する講習会への参加呼びかけ
県は、教職員が、児童等を犯罪被害に遭わせないための知識を習得し、児童等の自ら危険を予知しこれを回避する能力を育成できるよう、教職員に対して、地域安全マップに関する講習会等への参加を呼びかけるものとする。
- 6 放課後児童クラブ・放課後子ども教室への情報提供等
県は、児童生徒等が放課後等に利用する放課後児童クラブ、放課後子ども教室の主催者等に対して、地域安全情報メール等への登録を働きかけるほか、県が主催する防犯講習への参加を呼びかけるなど、不審者情報の提供や児童生徒等の見守り活動に資する情報を提供するものとする。

第3 留意事項

- 1 不審者等に関するメール配信や情報提供に当たっては、関係者のプライバシーに配慮しつつ、発生場所・被害態様に関し、見守りの配置・ルートの変更等に役立つより精度の高い情報や保護者などが取り得る防犯対策、提供した情報に係る検挙情報など、受信側の対応に資する情報の提供・発信に留意するものとする。
- 2 この指針は、児童等の安全確保という目的の達成に向けた取組を示したものであるが、指針に具体的な定めがない取組であっても、本指針目的の達成に向けて必要と認められる取組は、県、警察、事業者、県民がそれぞれの立場において必要な協力をするものとする。